

平成25年度普通会計決算認定特別委員会

平成26年10月28日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

川端委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時21分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

福井県民環境部長

お手元の平成25年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成25年度に実施いたしました県民環境部の主要施策の成果の概要について、13項目を掲げております。

第1点目は、県民との協働事業の推進についてでございます。

県民の意見を県施策に反映させるため、県民サービスセンター及び県庁コールセンターの運営など、各種広聴事業の推進を図りました。

また、県民の参加と協働による地域づくりを実現するため、各種支援事業を行うとともに、地域の特性を生かした取組を後押しするなど、県民との協働事業の推進を図りました。

さらに、大規模災害被災者等支援基金を活用し、発災時におけるソフト面の備えをはじめ、東日本大震災被災地への支援を行いました。

第2点目は、次世代育成支援対策の推進についてでございますが、「徳島県子どもはぐくみ条例」に基づき、「安心こども基金」等を活用し、次世代育成対策に係る施策を総合的に推進しました。

また、増加する児童虐待問題に対応するため、こども女性相談センターの体制の強化や広報・啓発事業を実施したほか、関係機関相互の連携強化を図りました。

さらに、ひとり親家庭の自立に向けた施策を推進しました。

第3点目は、青少年対策の推進についてでございますが、「とくしま青少年プラン2012」に基づき、青少年の健全育成や非行防止活動を推進するとともに、「とくぎんトモニプラザ」については、青少年活動の中核拠点として魅力ある管理運営を行いました。

第4点目は、総合的な環境施策の推進についてでございますが、「環境首都・先進とくしま」の実現を目指し、「環境首都とくしま憲章」の普及を進めるとともに、「エコみらいとくしま」において、地球温暖化対策やごみ減量化などの環境活動を支援するほか、環境学習・教育を総合的にサポートいたしました。

2ページをお開きください。

第5点目は、地球温暖化対策の推進についてでございますが、低炭素社会の実現に向け

て、徳島県地球温暖化対策推進計画に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しました。

また、本県に豊富に存在する自然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進しました。

第6点目は、循環型社会形成の推進についてでございますが、廃棄物の発生抑制や、資源の循環的な利用を基調とする循環型社会の形成を目指し、環境関連産業の創出等に向けた取組などを推進しました。

第7点目は、産業廃棄物・処理対策の推進についてでございますが、処理業者等に対する定期的な立入調査を実施するとともに、本県独自の優良産業廃棄物処理業者認定制度により優良処理業者を認定し、処理業者の育成を図りました。

第8点目は、一般廃棄物処理対策の推進についてでございますが、ごみの減量化・再利用・再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を図るとともに、一般廃棄物処理施設の整備等について、関係市町村等に対して技術的援助を行いました。

第9点目は、人と自然との共生の推進についてでございますが、自然公園等の施設整備に努めたほか、ニホンジカの個体数調整捕獲や剣山地域での被害防除対策に取り組むとともに、鳥獣保護思想の普及啓発や適正な狩猟対策を推進しました。

第10点目は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進についてでございますが、大気、水質環境等の常時監視を行うとともに、工場・事業場への立入調査等を実施し、発生源に対する指導等を行いました。

また、化学物質の適正管理の促進、汚染土壌の拡散防止対策、アスベスト飛散防止対策等に取り組み、環境汚染の未然防止に努めました。

3ページを御覧ください。

第11点目は、環境影響評価の推進についてでございますが、開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めました。

第12点目は、文化の振興についてでございますが、「文化の力によるまちづくり」を理念に、「あわ文化の創造・発信・活用」をさらに推進するため、「文化立県とくしま推進基金」を拡充するとともに、県民文化祭を開催いたしました。

また、本県の文化活動拠点においては、魅力ある管理運営を行いました。

第13点目は、スポーツの普及振興についてでございますが、本県の競技力の着実な向上や高い競技水準の定着を図るため、一貫指導システムの構築や、専門的知識と技術を備えた指導者の養成などのほか、選手に対する医・科学面からのサポートを行いました。

また、生涯スポーツ社会の実現を図るため、総合型地域スポーツクラブの普及に努め、指導者の養成や機能強化を図るとともに、県民参加型のスポーツイベントを開催し、幅広いスポーツ活動を促進いたしました。

以上が、県民環境部における平成25年度の主要施策の成果の概要でございます。

次に、4ページをお開きください。

県民環境部の主要事業の内容及び成果についてでございます。

ここから10ページにかけまして、57事業に係る事業内容及び成果、決算額について記載

しておりますが、説明については省略させていただきます。

続きまして、11ページを御覧ください。

歳入歳出決算額についてであります。

まず、一般会計歳入決算額でございますが、最下段の計欄を横に御覧ください。

県民環境部全体で、予算現額53億9,746万2,000円に対しまして、調定額は52億7,275万5,382円、収入済額は52億3,492万2,085円となっております。

また、不納欠損額は213万9,170円、収入未済額は3,569万4,127円となっております。12ページをお開きください。

一般会計歳出決算額でございますが、最下段の計欄を横に御覧ください。

県民環境部全体で、予算現額145億7,837万4,473円に対しまして、支出済額は129億4,012万7,435円となっております。

また、翌年度繰越額は10億9,097万7,600円、不用額は5億4,726万9,438円となっております。

13ページを御覧ください。

最後に、こども未来・青少年課が所管する母子寡婦福祉資金・貸付金特別会計についてであります。

これは、母子家庭の母及びその児童又は寡婦に対し、経済的な自立や生活意欲の助長を図るため、必要な資金の貸付を行っているものであります。

歳入及び歳出の予算現額は、いずれも1億6,028万7,000円となっております。

これに対しまして、歳入決算額でございますが、調定額は5億4,467万724円、収入済額は3億4,632万7,341円となっております。

収入未済額は、1億9,834万3,383円となっております。

なお、収入済額が予算現額を上回った主な要因は、前年度からの繰越金を受け入れたことによるものであります。

また、歳出決算額につきましては、支出済額は1億159万923円、不用額は5,869万6,077円となっております。

なお、不用額の主な要因につきましては、貸付金実績が見込みより少なかったことによるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審査をよろしくお願い申し上げます。

川端委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

まず、こども女性相談センターで電話の対応ができるようになったということで、説明

資料の54ページに相談件数が2,501件と書かれています。平成25年度に電話対応ができるようになったということで、前年度と比べて相談件数は増えていますか。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいまの児童虐待に関する相談件数の推移でございますが、本県のこども女性相談センターについては、中央、南部、西部と3か所ございますけれども、平成25年度に対応いたしました児童虐待相談件数は過去最多となり、469件という数字になっております。過去の推移で申しますと、平成21年度が401件、平成22年度が444件、平成23年度が435件、平成24年度が377件と若干減ったのですけれども、平成25年度にまた増えまして、469件といった状況でございます。

内容につきましては、虐待の種別で申しますと、心理的虐待が一番多くて229件、次いで身体的虐待が159件、ネグレクト74件、性的虐待7件というのが平成25年度の内訳となっております。

増加の要因でございますけれども、警察のほうでDV相談等で把握した心理的虐待の通告が増えておりまして、それが大きな部分を占めております。その他、家族、親戚、近隣や知人などからの通告や相談なども増えておりまして、これまでの広報、啓発の結果、こういう形につながっているものと考えております。

岡田委員

実際、昨年から電話の24時間対応が出来たという話でしたので、今、課長がおっしゃったように、実際、児童虐待等々に関する近所の方などからの通報については、多分、ほとんど警察にされていて、児童相談所との連携により対応されたと思うのですけれども、実際、24時間対応の電話が出来たおかげで、増えたというか、処理が早くなった実感はありましたか。

竹岡こども未来・青少年課長

電話相談の関係でございます。

24時間365日の電話対応につきましては、実は平成17年度から実施するようになっておりまして、夜間、休日の相談件数につきましては、平成25年度で申しますと、夜間、休日に限りましては518件と、かなりの件数がございます。

ただ、これらすべてが児童虐待ではなく、子どもに関するいろいろな相談を夜間に受け付けているということで、虐待に関してはそのうちの22件といった状況でございます。

ただ、子どもに関する相談については、やはり休日や夜間に多いといった実感があります。昼間というよりも、ちょっと一段落して御家庭の相談であったり、近所の相談であったりといったことで、相談していただいているものと考えております。

岡田委員

実際そうだと思います。子どもが寝てから改めて相談される方もいらっしゃるかもしれ

んし、悩み事というのは抱え込んでしまうので、窓口として24時間いつでもお話ができる場所を設置することについては、今後、子育て支援をする上で、また、社会の中で精神的な安定を求めるためにも必要な取組ではないかと思えます。是非、今後も進めていただきたいと思えますし、相談内容につきましては、多分、いろいろ多岐にわたる分野があると思えますので、まずは一度受け取っていただき、こども女性相談センターで難しければ次の法的措置につなぐとか、窓口としての機能を十分果たしていただけるように、今後の取組の強化をしていただくとともに、続けていただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

もう一つは、児童虐待の件数が非常に少なかったという話でしたが、徳島県ではまだ幸いといますか、子どもたちが亡くなるという事件はありませんが、他県では既に発生していますし、また、不審者の話であったり、子どもを取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いているので、早期に対応できる体制づくりをお願いします。また、気付いたことをすぐに相談できるような窓口として、緊急を要する場合、皆さんがすぐに思うのは警察ですけれども、どうしようかと迷ったときに相談できる窓口ということで、その相談窓口の電話番号等をもっとPRしていただきたい。DVの相談だったら女性トイレなどに張ってありますし、悩んだときは相談してくださいという女性目線で、美容院さんだったり、病院だったり、お母さん向けに電話番号のPRなど、いろいろ考えられる。今までにもDVに対する取組をされてきた実績もあると思うので、そういったノウハウも活用しながら、その番号を知っていただき、子育て世代のお母さん、お父さんたちが少しでも悩みをなくし、今後も子育てができるような環境づくりに取り組んでいただきたいと思えますので、そのことを要望して終わります。

松崎委員

総括説明の際に少しお聞きしたのですけれども、監査資料の41ページに説明がありましたが、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計に関しては収入未済額も大変積み上がり、苦勞されていることを推測するわけです。前段のところでお聞きしたら、中小企業の場合は欠損扱いにするルールがないということで、すべて収入未済額に計上しているという話でした。

しかし、こちらの母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の不納欠損額は84万7,335円ということで、母子寡婦福祉資金という個人的な貸付けであったりすることも含め、連帯保証人がいないなど、いろいろな状況があるのかもしれませんが、不納欠損額をどのようなことで処理されたのか、お聞きしたいと思えます。

それから、冒頭申し上げましたように、どうしても収入未済額が積み上がってきているということで、過年度分、それから前年に比べて未済分が少し増えているという監査意見も示されているようであります。今後、これに対してどのように対応されようとしているのでしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

まず、母子寡婦福祉資金の不納欠損の状況でございます。

今回、平成25年度決算では不納欠損はございませんでしたけれども、平成24年度については、84万7,335円という不納欠損が出ております。

この理由につきましては、貸付金の制度自体がもともと経済的基盤の弱い家庭に対する貸付けということで、経済的な環境の変化を受けやすく、事業の不振や疾病等により貸付金の償還が困難になる状況で未収金も多額に発生しております。その中で不納欠損といった形で整理しておりますが、貸付金の不納欠損につきましては、本人が死亡した場合とか、居所不明で居所がわからないといった場合がございます。そのようなときに不納欠損の処理をしている状況でございます。基本的には分割納付でありますとか、償還指導など、きめ細かな対応をさせていただいております。継続して収納していただくよう、お願いしているところでございます。

未収金の対応につきましては、毎年約220件、1億1,000万円程度の貸付けを行っているということで、数多くの方に御利用いただいております。先ほども申し上げましたように、経済的基盤の弱い家庭が多いということで、経済環境の変化を受けやすく、事業の不振や疾病等により貸付けの償還が困難になることによって未収金が発生しているところでございます。

この未収金削減のための対応でございますが、まずは指導体制、償還指導ということで、東部保健福祉局に5名、南部総合県民局、西部総合県民局に各2名の母子・父子自立支援員を配置しております。県全体で合計9名、また、そのほかに福祉事務所の担当者として各1名、計12名で主に償還や収納の業務に当たっている状況でございます。

さらに、償還指導に当たりましては、貸付金の償還指導マニュアルを作成しております。基本的に福祉事務所の単位で対応している状況でございますが、全庁的な対応といたしましても県の未収金対策委員会等での意見も取り入れながら、削減に向けた取組方針をいろいろ検討し、現場の福祉事務所で償還指導していただいている方への助言指導なども行っているところでございます。

困難な案件に関しましては、個別に母子・父子自立支援員のほうが個別に協議を行っております。訪問相談を受けるなど、連携した形で削減に向けた取組を行っております。

特に、未収金発生につきましては、現年度の未収金はかなり収納され、過年度の分はなかなか難しい状況になっております。現年度の未収金のできる限りの削減という意味で、今年度から貸付けの際に財産調査の同意書を頂くようにしております。償還指導を徹底することによりまして、未収金の発生予防に努めてまいりたいと考えております。

松崎委員

母子または寡婦福祉ということで、生活困窮されている中で貸付けを受けられて、自立を目指していることだろうと思うのですけれども、貸したものは返していただくことが、この制度の公平性の確保でもあらうと思えますし、今お話があったように、一定のルールに基づいて不納欠損をしていくことがなければ、会計上はいつまでも資産に計上されてしまいますので、そここのところのけじめといいますか、区切りも付ける。資産として大きく膨らみ、中身としては傷が付いているといった状態では、決算審査をする側としてはちょ

っとやるせない思いがしますので、今後もその辺については引き続いて検討していただきたいと思っております。収入未済額の徴収マニュアルも作り、一生懸命対応していただいていると思っておりますが、引き続いて理解を得ながら徴収していただくよう、取組をお願いしておきます。

それから、あと一点ですけれども、本来はさきの商工労働部で聞くべきだったのかもしれませんが、県民環境部のほうに文化スポーツ立県局長もおいでるし、県民スポーツ課長もおいでるということで、こちらのほうで質問いたします。

御案内のとおり、去年12月に徳島ヴォルティスが1部リーグに昇格されるということで、県民挙げて喜びました。その対応も県として図ってきたと思うのですけれども、残念ながら10月23日にセレッソ大阪との戦いで敗れ、降格が決まりました。スポーツ普及・振興の中には、こういったプロスポーツというところまでは聞かれていないのですけれども、ただ、スポーツ紙などによると、戦力それから環境の問題で物足りなかったと報じられております。そして、中田強化部長は足りないものが多かったとコメントされていまして、その一つには、徳島県が進めてきたホームスタジアムの改修工事が遅れに遅れ、未完成のまま開幕戦を迎え、公式戦の最中にもかかわらず工事が行われるといった前代未聞の珍事が発生したことも書かれておりますし、1万人は来るだろうと予測していたわけですが、平均観衆、応援団も18チームの中では大変少なかったと。

こういった状況を受けて、スポーツ立県を目指す担当局長としてはどのようにお考えか、少しだけ伺いたしたいと思います。

小笠原文化スポーツ立県局長

ただいま、徳島ヴォルティスのスタジアムの改修に関する御質問を頂きました。

スタジアムの改修については県土整備部のほうで行っていますけれども、1万5,000人以上というJ1仕様の基準がございまして、今、委員のお話にありましたように、工事も行いながらでございますが、今年3月時点で収容人数は1万6,300人ということで、十分に席数は確保しておりました。J1ですごく頑張っていたいたのですけれども、J2の3位から上がったチームがJ1に残留するのは非常に難しいということで、今回、残念な結果となりました。しかし、一日も早く、一年でも早くJ1に上がり、定着していただけるように、我々もしっかりとサポートしたいと思いますし、また、県民の皆様にも応援していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

川端委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。（14時51分）